

令和5年5月8日

保護者各位

青森県立八戸第一養護学校
校長 小松 崎 明

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対して、ご理解ご協力を頂き大変感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなりました。

こうした中、県教育委員会からの通知を受け、児童生徒の体調不良者への対応について下記のとおり変更することとしました。

なお、本通知の対応については、警戒レベルの変更など今後の県の新型コロナウイルス感染症の対応等に応じて変更する場合があることを申し添えます。

記

【令和5年5月8日より】

1. 発熱・咳などの風邪症状などいつもと異なる症状がある場合

- ・体調不良者については、登校に関する制限はありませんが、無理をせず、通院や自宅で休養するようにしてください。
- ・登校した場合は、学校での健康観察を行い、症状に応じて保健室と相談の上、保護者の方に早退の迎えをお願いすることもあります。
- ・欠席した場合は、[病欠]となります。※これまでは[出席停止]でした。

2. 同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合

- ・本人の体調に変化が無い場合は、休む必要はありません。

3. 感染が不安で休む場合

- ・合理的な理由がある場合は、出席停止の措置となり欠席扱いはいたしません。

裏面につづく

4. 児童生徒の陽性が判明した場合の対応

- (1) 有症状患者については、発症日から6日間（発症日を0日目として5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合）の出席停止とします。

※発症から10日を過ぎるまでは、マスクの着用をお願いします。

- (2) 無症状患者については、検体採取日から6日間の出席停止とします。

※検体採取日から7日を過ぎるまでは、マスクの着用をお願いします。

【連絡先】

(職員室) TEL. 0178-31-5009

担当：教 頭 道合 修子